

京都市告示第567号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和3年 2月16日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
永原医院	上京区智恵光院通丸太町下る主税町999	令和3年1月1日
医療法人正茂会 小出内科 医院	中京区室町通二条下る蛸薬師町282番地	令和3年1月1日
千本三条あおばクリニック	中京区壬生朱雀町2番地13 朱雀K's bldg 2階	令和3年2月1日
おおまえハローキッズクリ ニック	右京区西京極午塚町116番地	令和3年1月1日
吉川歯科医院	右京区梅津南上田町25	令和3年1月4日
さくら歯科クリニック	伏見区醍醐高畑町30-1-2	令和3年1月1日
ケアアルファ・ナースステ ーション	右京区西京極橋詰町6-2 GRANDR IVIERE西京極210号室	令和3年1月1日
いきいき365訪問看護ス テーション淀	伏見区淀本町154番地7	令和2年11月1日
訪問看護ステーションらく だ	伏見区両替町3丁目336 コーポラス桃山101	令和3年1月1日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)